

スポーツ基本法9条、10条

文部科学大臣は、スポーツ基本計画を策定すること、地方公共団体は、それを参酌して、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることを規定。

基本法を受け、5か年の計画である「スポーツ基本計画」を策定。

これまで、

- ① 第1期スポーツ基本計画(平成24～28年度)
- ② 第2期スポーツ基本計画(平成29～令和3年度)

を策定してきており、現在の計画は、第3期計画である。

第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日文部科学大臣決定) (対象期間 令和4～8年度)

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- ① **多様な主体におけるスポーツの機会創出**
地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等
- ② **スポーツ界におけるDXの推進**
先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等
- ③ **国際競技力の向上**
中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPC・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等
- ④ **スポーツの国際交流・協力**
国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等
- ⑤ **スポーツによる健康増進**
健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等
- ⑥ **スポーツの成長産業化**
スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等
- ⑦ **スポーツによる地方創生、まちづくり**
武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等
- ⑧ **スポーツを通じた共生社会の実現**
障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等
- ⑨ **スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化**
ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等
- ⑩ **スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材**
民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全N Fでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等
- ⑪ **スポーツを実施する者の安全・安心の確保**
暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等
- ⑫ **スポーツ・インテグリティの確保**
スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の理解増進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等

計画の中で、下記のとおり、中間評価を実施する旨が規定されている。

(第3期計画における評価の実施)

また、当該ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価・公表し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する必要がある。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していくべきである。

中間評価と、第4期スポーツ基本計画策定に向けたご意見をいただきたい。